

広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月10日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第10号

広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成28年広島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（口頭による審査請求） 第5条 略 2 前項の陳述を聴き取った警察職員は、別記様式第4号による審査請求録取書を作成し、これを当該審査請求人に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、当該審査請求人に<u>署名</u>させるとともに、自らも録取者として記名押印するものとする。</p>	<p>（口頭による審査請求） 第5条 略 2 前項の陳述を聴き取った警察職員は、別記様式第4号による審査請求録取書を作成し、これを当該審査請求人に読み聞かせて誤りのないことを確認した上、当該審査請求人に<u>署名押印</u>させるとともに、自らも録取者として記名押印するものとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第4号（第5条関係）

審査請求録取書

住所（居所）

氏名（名称）

上記の者は、 年 月 日
において、次とおり口頭で審査請求をした。

- 1 審査請求に係る処分の内容
- 2 審査請求に係る処分があったことを知った日
- 3 審査請求の趣旨
- 4 審査請求の理由
- 5 処分庁の教示の有無及びその内容

陳述人署名

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名した。

年 月 日

録取者（官職）（氏 名）印

注 不用の文字は、消すこと。

改正前

様式第4号（第5条関係）

審査請求録取書

住所（居所）

氏名（名称）

上記の者は、 年 月 日
において、次とおり口頭で審査請求をした。

- 1 審査請求に係る処分の内容
- 2 審査請求に係る処分があったことを知った日
- 3 審査請求の趣旨
- 4 審査請求の理由
- 5 処分庁の教示の有無及びその内容

陳述人署名

㊟

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。

年 月 日

録取者（官職）（氏 名）印

注 不用の文字は、消すこと。

附 則

この公安委員会規則は、令和3年9月1日から施行する。